

平成27年3月19日  
財務局

## 「東京都契約事務の委任等に関する規則」等を改正します

都は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、契約手続期間の短縮をはじめとする入札契約事務の効率化を図るため、各局（所）の長に対する契約締結権限の委任範囲の上限額（以下「委任限度額」という。）を引き上げることとしましたので、お知らせします。

このことにより、これまで知事の締結権限範囲として、財務局において契約手続を行ってきた案件のうち、一定の範囲については、以下のとおり、各局（所）における契約となります。

### 1 改正する規則

- (1) 東京都契約事務の委任等に関する規則
- (2) 東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則
- (3) 東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則
- (4) 東京都契約事務規則

### 2 委任限度額の引上げの概要

旧 (平成27年3月まで)		新 (平成27年4月から)
建築工事	2億円	3億5千万円
土木工事	1億5千万円	2億5千万円
設備工事	2千6百万円	4千万円
工事関係の委託 (設計、測量、 地質調査、工事監理)	1千万円	2千万円

### 3 施行時期

平成27年4月1日。ただし、施行日時点で既に各局（所）から財務局に契約締結を請求しているものは、従前の例による。

### 4 公布日（東京都公報登載）

平成27年3月25日（予定）